

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007-1447
編集責任者 中嶋博
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1984年10月25日発行
第16巻 第10号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 16 No. 10

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

親しみのある国

Sweden—A Familiar Country

国立教育研究所所長 木田 宏
Dr. Hiroshi Kida

スウェーデンは、まだ訪ねたことのない国である。しかし、いろんな意味で親しみを感じるところが多い。それは、人の繋がりによるところも少なくないが、また、国柄によるところもあると思う。国柄といっても、教育を通じてのそれである。

ヨーロッパの国々の中で、スウェーデンは最も日本に近い教育制度を持っている。単純な学校制度で、枝分かれするところが少ない。よって、中等教育や高等教育の進学率は欧州諸国の中で際立って高い。また、その考えかたにおいては、我が国よりも遙かにアメリカに近い。国民皆教育をあらゆる教育段階を通じて、実現しようと努力しているように思われる。この数年間、いや、もう10年以上にもなるであろうか、職場の勤労者に対しても、大学進学を積極的に提供したため、大学に在学する学生の平均年齢は、25歳を上回ると言われている。育児期間を終えた主婦や高齢者の大学で学ぶ者の多いこともアメリカ的である。教育によって国民の能力水準を高めることが、社会の発展に繋がると確信しているごとくである。

早稲田大学の中嶋博教授によると、スウェーデンが今日の教育制度を取り入れたのは、戦後のことであって、その時、我が国の教育改革を参考にしたといわれる。当時ストックホルム大学の教授として、スウェーデンの教育改革に参画し、その後国際的にも高名な教育学者として活躍してお

れるT・フセーン教授の広い視野にたつた発想が、伝統的なヨーロッパ諸国の教育制度よりは、開放的なアメリカ型の教育制度を導入することに与かって力のあったことであろう。近代教育制度の発展を諸国の教育制度を通じて勘案すると、社会の発展にともなって、全ての国民に開かれた開放的教育制度となることが自ずからの方向であると思われる。

フセーン教授の下で指導を受けた研究者が、国立教育研究所にも少なくない。IEA(国際教育到達度評価学会)の創設以来の会長として、教授は、その職を退かれた今日なお、世界各地の教育指導に活躍をしておられる。国立教育研究所の招きで来所されたことも再々である。過日も中国からの帰途、日本に立ち寄られた教授夫妻を囲んで、スウェーデン社会研究所の昼食会もひらかれた。教授はスウェーデン学士院の会員でもあるが、こうした人の繋がりが、親しみを覚えさせるのである。

目次

親しみのある国.....	木田 宏... 1
(寄稿) 知的障害児のための「おもちゃライブラリー」.....	福本 歌子... 2
国防問題研究会.....	4
S I Pニュース	
(お知らせ) 「経済成長・福祉・労使関係—日本とスウェーデンの比較研究」刊行	

知的障害児のための「おもちゃライブラリー」

L e k o t e k

Göteborg 大学法学科博士課程大学院生

福 本 歌 子

Mrs. Utako Fukumoto

最近わが国において身体障害児のための新しいタイプの施設としてボランティアを中心に「おもちゃライブラリー」設立の運動が広まっています。わが国で「おもちゃライブラリー」と呼ばれているものは、最初スウェーデンで始められイギリスを中心とした西欧各国に広がり、70年代後半からわが国においてもこの運動が広がりを見せ現在は約80ヶ所の「おもちゃライブラリー」があると言われています。そこで「おもちゃライブラリー」発生の国スウェーデンでのこの運動の展開と現在の活動について簡単に紹介を試みたいと思います。

「おもちゃライブラリー」はスウェーデンでは“Lekotek”と呼ばれ、1963年ストックホルムにおいて世界で始めて開設されました。これは知的障害児を子供に持つ二人の母親 Karin Stensland-Junker と Evy Blid によって始められ、障害児(注1)を持つ親が子供ととも(注2)にそこを訪れ子供の養育に関するアドバイスを受けたり、lekotek で開発された知育玩具の無償借り出しをしたりできる施設です。Stensland-Junker および Blid 両女史はそれぞれの著書の中で、子供の発育における遊びの重要性を説き、早期に適切な玩具ないし道具を与え適切な訓練を施すことによって障害児にとって最大限の成長を引出すことができる事を力説するとともに、lekotek 活動を通して実際にそのことを証明してきたと言えます。当初 lekotek はボランティアを中心として(注3)、財政的には知的障害児協会 (Fub, Foroningen för utvecklingsstörda baru) や赤十字社、ボーイスカウト・ガールスカウト連合などの私的団体の支援により維持されていましたが、1967年制定された「一定の知的障害者の養護に関する法律」(Lag angående omsorger om vissa psykiskt utvecklingstörda)(注4)にもとづき公的養護施設として再編され、職員の給与や器材の購入その他 lekotek の活動の財政基盤は、

現在では、県55%、Fub 22%、市12%、他8%となっています。スウェーデンには現在約70ヶ所の lekotek があり、約6500人の知的障害児とその家族が利用しています。

スウェーデンでは知的障害者の教育や職業訓練その他のための養護施設が種々あり、すでに1800年代末に県立の養護学校も設立されているように知的障害者の養護行政は長い歴史がありますが、近年になって新たに知的障害者あるいはその可能性のある者とその家族のために一般的に開放され随時相談に応じアドバイスを与えるなどのサービスを行なう開放養護制度 (Öppen Vård) ができ、lekotek もこのような開放養護の施設の一環と言えます。この開放養護行政 (Omsorgsforvaltningen) は地域によって養護地区 (distrikt) が定められており、各地区ごとにカウンセラーや指導員といった専門のスタッフから成るチームがあり、従来ボランティアにより行なわれていた lekotek 活動も取り入れて養護サービスに努めています。例えば専門の教育を受けた運動指導員による運動訓練があったり、専門の教育スタッフの作成する知的訓練プログラムに従った玩具等の貸し出しの施設が lekotek であるとも言え、その意味でスウェーデンの lekotek は専門スタッフによる知的障害児の教育訓練施設であり、同時に障害児とその家族にとっては同じような悩みや問題を持つ者としての交流の場としても機能していると言えます。

Angered Lekotek

著者の訪れたアンゲレード lekotek はイエテボリ市域の四つの開放養護行政地区の一つ、北東イエテボリ地区に位置しており(注5)、1984年8月現在でチームスタッフ13名より成り、約60名の知的障害児ないし障害者とその家族にサービスを行なっています。小学校の学期期間中開館しており、誰

でも個人的なアドバイスを求めたり、無償で知育器材を借りることができます。

a) 同 lekotek の設備

- ①運動遊戯室——バスケットコート大の室内運動場。大型のマットやスポンジ、はしご、大きなボール、トランポリン、バランス板など粗大動作訓練に必要な器具が備えてある。週一回障害児のためのダンス教室が開かれている。
 - ②器材保管室——貸し出し用の種々の知育玩具や運動器具の倉庫。
 - ③スタッフ室——専門スタッフが2名一室で常駐し電話その他の相談に応じる。
 - ④応接間、小キッチン、会議室、書庫他
- b) 同 lekotek のチームスタッフ
- ①相談員 (kulator) ——障害児養護手当 (Vårdbidrag) 受給手続などの経済的問題も含め、障害児 (者) とその家族のもつ悩みや相談一般に応じる。
 - ②心理カウンセラー (psykolog) ——障害児の知能発達程度を把握し教育専門スタッフと協力して個人的な知能プログラムの作成を行なう他、障害児 (者) と家族の心理相談にも応じる。また、地区内の障害児を受入れている幼稚園等への出張指導も行なう。
 - ③幼稚園教師 (förskolör) ——障害児の知育プログラムの作成や器材の選択など。
 - ④言語療法士 (talpedagog) ——主に4歳以上の知能障害児の言語能力の向上訓練を行なう。
 - ⑤運動療法士 (sjukgymnast) ——障害児の運動能力の訓練を行なう。ここではとりわけイギリスの Hallwick method と呼ばれるバランス感覚を養う訓練方法を採用している。また、プールでの水遊びや水泳、戸外での乗物も有効だそうである。障害児 (者) 宅あるいは障害児を受け入れている幼稚園等への出張指導も行なう。
 - ⑥余暇カウンセラー (fritidsledare) ——年長障害者の日常生活や余暇の過ごし方に関する相談に応じアドバイスを与える他、随時障害者のための趣味の会や旅行などを企画したりもする。
 - ⑦事務秘書 (kanslist) ——地区のチームスタッフの活動に関する各種文書の作成管理。

⑧介添婦 (vårdinna) ——定期的に障害児 (者) 宅を訪れ、例えば買物や家事など日常生活に必要な雑事を手伝ったり、障害児 (者) のトレーニングの補助を行ったりする。

⑨作業療法士 (arbetsterapeut) ——障害児 (者) の日常生活に必要な器材や補装具を補装具供給センター (hjälpmedel central) と連携して作成し使用法の指導等を行なう。

c) 同 lekotek の活動

- ①各スタッフがその専門領域に応じて障害児 (者) とその家族の相談に応じる。
- ②障害児 (者) のための知育および運動指導プログラムの作成。
- ③2週間に1回はスタッフ全員出席の会議を持ち、情報交換、各プログラムや療法の討議を行なう。
- ④スタッフ自身の活動に対する指導が一定の心理学者によって定期的に行なわれている (handledning)。
- ⑤他の教育および医療機関との接触連携を行っている。例えば知能障害児を受け入れている幼稚園や保育園、児童健康管理センター (BVC Barnavårdscentralen) 小児科、青少年精神科 (BUP Barn och Ungdoms Psykiatri)、母性健康管理センター (MVC Mödravårdscentralen)、産婦人科等。

感想

実際に lekotek を訪れてみて感じたのは、lekotek が単に玩具貸し出し機関というのではなく、玩具を媒介として、経験豊かな専門スタッフによる知能障害児のための養護教育センターであるということです。とりわけ学齢年令に達しない幼い子供や明示的に知能障害かどうかわからないが何らかの問題をもつ子供あるいは将来知能障害をもつ可能性のある子供などのいわば境界線上の子供を持つ親にとり特別の困難を伴わず電話だけで気軽に相談しアドバイスを求めることができる施設であるという点が重要であると思われます。できるだけ早期に障害を発見し訓練を施すことが知能障害児の成長にとって最良であるならば、親にとって施設との接触との接触のとり易さ、雰囲気といったものは重要な要素ではないかと思うからです。このようにスウェーデンの lekotek とその

スタッフによる開放養護は、知的障害者の養護行政において独自の役割を有していると言えるのではないのでしょうか。アンゲレード lekotek の小さな案内パンフレットには次のように書かれています。「子供の遊びはおもちゃだけに限られない。適切なおもちゃは子供の成長を促しうるが、決して大人との接触に代わりうるものではない。道具はあくまで一つの手段である——目的ではありえない。」

(付 記)

lekotek で使われている知育玩具等のスウェーデンの製造販売会社のいくつかのリスト

- Brio Lek & Lär, 28300 Osby
- Skol tjänst , Box 6103, 60006 Narrköping
- Sams-om-produkter, Box 3020, 18303 Täby
- RABO AB , Adelgatan 2, 21122 Malmö
- Skrib AB , Box 4036, 35004 Växjö

注1 “Den lilla människan” 他著書多数

注2 “Leke, öva, lära” Bonniers 社刊 1971年には Blid 女史の lekotek 活動を通じて得られた知的障害児のための遊びとしての訓練プログラムと玩具について詳述されている。例えば、

①粗大動作のための運動と玩具

体を動す、腕を振る、バランスを取る他——例えば大きなボールや筒状のマットにまたがる、バランス板上でバランスを取る、箱にボールを投げ入れるその他

②精密動作

指先の運動、握る、目を動かす——ボール握り、パズルをつまんでほめる、ブロック遊び

③手と目の協働

糸通し遊び、棒に輪を通す、ボタンやスナップを止める、ビン詰め遊びその他

④五感訓練

形状認識——丸や三角などの穴のあいた箱にその形のブロックを入れる、形のは

め絵その他

同一、相異認識——例えば何色かにぬり分けた板や棒を同じ色ばかり集めて並べる玩具。

感触——例えば箱に手を入れて触り何かを言い当てる遊び

など、写真や絵で示されていて興味深い。

注3 lekotek 活動の成果の一つとして乳児の反射神経の成長程度を調べるテストの開発と普及がある。それは BOEL テスト (Blicker orienterar efter ljud) と呼ばれ、7ヶ月から9ヶ月の乳児を対象として、全国の子供の健康管理センター (BVC) ないし小児科において行なわれるもので、乳児の背後からピーというような音を聞かせて、その方向に振り向くかどうか、あるいは子供の注意を引くようなおもちゃを示してそれを握ろうとするかどうかといった年齢相当の乳児の反射運動の有無をみるものである。このテストは lekotek 活動の中で開発され、現在ではスウェーデン中のすべての子供が受けるコントロールの一つとなっており、知的障害の早期発見と養護に資している例といえる。

注4 同法は知的遅滞の故にその教育、社会への適応その他にとり特別の公的養護を要する者を対象とする (第一条) であり、それ以前の1954年養護法に比して養護の対象を拡大したと言われる。また同法により盲聾者以外のすべての知的障害者の養護行政責任は基本的に県 (landsting) が負うものと明示された。

注5 イェテボリ市は地方自治法上特別の大都市の一つとして県の行政責任範囲である養護行政にも責任を有している。市の4つの地区のうち2つは知的障害による身体障害者以外の障害者、例えば純粋に肉体的障害を有する人を対象にしており、知的障害児 (者) を対象とする lekotek と地区は2ヶ所ということになる。

国防問題研究会

去る9月26日、当研究所において、元駐スウェーデン日本大使館参事官松下正三先生により「標記研究会として、「西欧社会におけるイデオロギーの重み」と題した講話が行われ、参会者一同感銘を深した。

この講話では、スウェーデンの国防、外交政策などを理解するためには、同国が如何にイデオロギーを重視しているかを認識すべきであることを強調され、その後、元駐スウェーデン大使三宅喜二郎先生ほか出席された会員諸氏と貴重な意見の交換が行われた。

スウェーデンの将来のエネルギーシステムに関する I V A 研究

—原子力の段階的削減は再考されるべき、水力発電は12TWh拡張すべき—

王立理工学アカデミー (I V A) がスウェーデンの将来のエネルギーの供給、変換、伝送に関する詳細な研究を行ない、その結果が6月末、ストックホルムで公表された。なお、エネルギー オエコノミー (Energi och Ekonomi=「エネルギーと節約」) というタイトルの完全な報告書は秋に出版される予定である。

I V A は1981年にスウェーデン国会を通過したエネルギー政策法案——1980年の原子力発電所に国民投票の結果に基づいたもの——に焦点を絞っており、同法案に規定された目標は①再生可能な国内エネルギー資源を下敷きとしたエネルギーシステムの漸次開発、②利用可能なエネルギー資源の効率的利用、③石油への依存度の低下、④西暦2010年の完全撤去までの原子力発電の段階的削減の四項目を含むものである。同法案はまた、⑤エネルギー消費の人体や環境への好ましからざる影響を制限するための保証並びに⑥社会費用を最小限に留めることを要求している。

I V A は①～④の目標がどうすれば互いに調和するか、また⑤⑥とつり合うかは定かでないとして、今後数10年の間にエネルギーシステムの大きな変更が必要とされるであろうとつけ加えている。

I V A 報告の骨子は「市場がエネルギーシステムの開発を管理すべきで、これが資源の最適の利用及びエネルギーの供給と利用の正しいバランスをもたらす。また、税金をかける以上、どんな特殊なエネルギーであってもそれに特に有利に働いたり、不利に働いたりしないような税を案出せねばならない。なお、工業の場合、課税は付加価値税の形で課せられるべきである」というものである。

さらに、I V A は世紀の変わり目にスタートする電力への切り換えが継続を認められるよう勧告しており、その理由として電力が生産者とユーザーの相方に極めて大きな柔軟性を提供することを掲げている。また、I V A はこれを達成する一つの方法が水力発電の12TWhの拡張であるとしているが、その際従来に比して水の貯蔵量を低く規制すべきであり、少なくとも、一つの河川系が損なわれるようなことがあってはならないと結論づけている。

さて、原子力発電に関して、同報告書は2010年までの段階的削減のための国会決定が再考されることを提言している。すなわち、既存の原子力発電所はそれらが経済的に操業可能で、健康と環境上の需要に見合う限りは利用されるべきであり、拡張的であっても経済的に実行可能な再投資がなされるべきだという。また原子熱エネルギー設備も認可されるべきだという判断を示している。

地域暖房については人口稠密地域では可能な限り使用すべきだが、その他の場合の暖房用にはヒートポンプや電力の利用が適当であろうと I V A は述べている。また、スウェーデンの石油への依存度を削減させるのにはいかなる特別な目標を掲げる必要もないことが判明したという。

なお、研究の分野でアカデミー研究は各種のエネルギーの人体や環境への影響を認識するための多大な努力を勧告するとともに、応用研究並びに技術開発において、スウェーデンの将来のエネルギーシステムにとって最も重要な分野に優先権が与えられるべきであるとしている。

最後に I V A は、国が様々な形態のエネルギーに関連する必要な環境規準の設立に責任を負うべきだという判断を示しており、また、この種の規準はいかなる特殊なエネルギー資源に特に有利にまたは不利に働いたりしないように設定しなければならないとしている。

I V A 研究に関して、スウェーデンのエネルギー相ビルギッタ ダール (Birgitta Dahl) は次のように述べている——「アカデミーは政府や議会の主要多党派が推進する代替案を分析していない。I V A は原子力の完全撤廃が電力の新たな生産によって取ってかわられねばならないといった誤った推定を下している。産業や研究部門の代表は新しい経済的に実行可能なエネルギー技術の開発に関しては極めて悲観的である。こういった訳でアカデミーの結論は非常に誤解を招じるおそれが多いものと思われる」

経済成長・福祉・労使関係—日本とスウェーデンの比較研究

過般來、当研究所理事、中央大学教授丸尾直美氏を中心とし、当研究所の総力をあげ、スウェーデンにおける同分野の権威者の協力を得て編集した標記の題目の論文集が下記目次の内容により、このほど刊行を見るに至りました（全英文、B5版、275ページ）。

つきましては、印刷代実費として一部宛5,000円（別に、送料830円）にて、お頒ちできますので、振ってお申込のほどお待ちいたします（電話 212-1480 スウェーデン社会研究所）。

CONTENTS

Foreword.....	Teruo Nishimura Tomitaro Hirata
Introduction	Björn Thalberg Naomi Maruo
PART I General Aspect of Economic Development and Social welfare.....	
Chapter 1 On the Historical and Social Background of Japan and Sweden.....	Yuzo Takasu.....
Chapter 2 The Japanese Unique Features of Economic Growth, Welfare and Industrial Relations.....	Naomi Maruo.....
Chapter 3 Social Welfare and Economic Growth : The Recent Swedish Development	Björn Thalberg.....
Chapter 4 National Defense, Social Security and Economic Development	Makoto Onodera.....
Chapter 5 International Aspects of the Japanese Economy	Hiroshi Kato.....
PART II Social Policy	
Chapter 6 Pension System	Kotaro Matsumoto Ake Elmèr
Chapter 7 Old Age Care.....	Yuriko Onodera.....
Chapter 8 Housing Policy in Sweden during the Postwar period	Bo Sandelin.....
PART III Industrial Relations	
Chapter 9 The Labour Market : A Comparative Study	Yasuhiko Nagayama.....
Chapter 10 The Labour Market Structure and Industrial Relations in Sweden	Gösta Dahlström.....
Chapter 11 Industrial Democracy at Workplace Level	Yoshitaka Fujita.....
A Note on Part III	Karl-Olof Eaxèn.....
PART IV Other Areas	
Chapter 12 A Comparison of the Distributive Revolution in Sweden and Japan.....	Hidenori Naito.....
Chapter 13 The Credit Market Structure and the Development of Monetary Policies.....	Hiroshi Kawaguchi.....
Chapter 14 A Comparative Study of Education of Japan and Sweden : From the Viewpoint of Social Welfare and Economic Growth with Foreword of Torsten Husèn	Hiroshi Nakajima.....
Chapter 15 The Japanese : Some Swedish Impressions.....	Catharina Blomberg.....